

草加市教育委員会会議録

令和元年第12回定例会

令和元年草加市教育委員会第12回定例会

令和元年12月26日(木) 午前9時から

教育委員会会議室(ぶぎん草加ビル4階)

○議 題

- | | |
|--------|---|
| 第45号議案 | 草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第46号議案 | 草加市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| 第39号報告 | 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について)に係る専決処理の報告について |
| 第40号報告 | 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について)に係る専決処理の報告について |
| 第41号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第42号報告 | 令和2年1月1日付け職員の人事異動に係る専決処理の報告について |
| 第43号報告 | 令和元年草加市議会12月定例会に係る報告について |

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み

○説明員

教育総務部長	青	木	裕
教育総務部副部長	福	島	博行
教育総務部副部長	本	間	錦一
教育総務部副部長	野	川	雄一
学務課長	菅	野	光三
中央図書館長	長	澤	富美子

○事務局

名	倉	毅
山	岸	亮

○傍聴人 0人

午前9時 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和元年教育委員会第12回定例会を開催いたします。

初めに、開催に当たりましてご報告させていただきます。過日、開催されました市議会12月定例会におきまして、12月31日をもって任期満了となります小澤委員の再任について、議案が可決されました。任期は令和2年1月1日からとなりますが、一言ご挨拶いただければと思います。

○小澤尚久委員 失礼いたします。2期、教育委員を務めさせていただきまして、今回、3期目とさせていただくことになりました。今までたくさんの方々にご指導いただき、何とかやってこられたというのが実感でございます。再任されたからには、高木教育長のもと、各教育委員としっかり連携をとり、事務局の皆様にもご指導いただきながら、これから私のできることを精いっぱい努めてまいりたいと思います。これからもどうぞよろしく願いいたします。

○高木宏幸教育長 よろしく申し上げます。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から、前回会議録の朗読をお願いいたします。

————— 前回会議録の朗読 —————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

◎議事審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、追加案件も含めまして、議案が2件、報告が5件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員

会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いたします。

◎第45号議案 草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について

○高木宏幸教育長 初めに、第45号議案につきまして、中央図書館長より説明させます。

○説明員 草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由としましては、電子図書館を開設するに当たり、電子書籍の利用対象者や貸出数量等について定めるとともに、条文の所要の整備を行う必要を認めたためでございます。

改正内容でございますが、1点目としまして、電子書籍の利用対象者でございますが、出版事業者との取り決めにより、個人利用カードの交付を受けた者のうち、市内に居住、通勤又は通学する者といたします。広域利用地域居住者や団体は利用対象外となります。

2点目としまして、電子書籍の貸出数量及び貸出期間でございますが、電子書籍の貸し出しは3点以内とし、貸出期間は15日以内といたします。利用延長につきましては、他の利用者の予約がない場合に、1回に限り、手続を行った日から15日間延長することができるものとします。

3点目としまして、電子書籍利用者が市内に居住、通勤又は通学していることを定期的に確認し、また、利用登録者の個人情報を適切に管理する必要があることから、利用カードの有効期間を定めることといたします。個人利用カードにつきましては、発行日から起算しまして5年間とし、有効期間満了日前に更新の申請をすることによりまして、申請の日から起算して5年間延長することができるものといたします。

団体利用カードにつきましては、発行日から起算して1年間とし、有効期限満了前に更新の申請をすることによりまして、申請の日から起算して1年間延長ができるものとします。

その他、必要な文言の整理を行います。

施行期日は令和2年2月1日、そして経過措置としまして、この規則の施行の際、既に改正前の規則により交付されている利用カードは、改正後の規則により交付された個人利用カード又は団体利用カードとみなすことといたしまして、平成27年1月31日までに交付された個人利用カードの有効期限は令和3年1月31日、平成27年2月1日から令和2年1月31日までに交付された個人利用カードの有効期限は令和7年1月31日まで、令和2年1月31日までに交付された団体利用カードについては、令和3年3月31日までを有効期限といたします。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○宇田川久美子委員 団体利用の方は、電子書籍は利用不可ということですか。

○説明員 電子書籍の利用対象者は、団体を除く個人で、なおかつ市内に居住、通勤、通学している方で、登録している方になります。

○宇田川久美子委員 (3)、利用カードの有効期間は、電子書籍のということではなく、利用カードの有効期間についての記載ということですね。

○説明員 はい。団体については、その有効期間を設けることが直接、電子書籍の利用には関わらないのですが、1度登録したカードの情報を毎年確認することが目的になります。

○小澤尚久委員 電子書籍は、今どれぐらいの冊数でしょうか。また、貸出状況等について教えてください。

もう1点は、第5条の(5)、「所定の場所以外で飲食をしないこと」とありますが、以前は館内の飲食は禁止だったと思いますが、所定の場所というのは、どこか改めて設定したのでしょうか。

○説明員 電子書籍のタイトル数でございますが、電子図書館は2月1日にオープンする予定ですが、当初は、900点ほど提供できることが見込まれています。貸出はこれからですが、日本人の場合、紙でないと読んだ気がしないという方も多いとのことですので、始めてみないと分からないというところがございます。

次に、所定の場所以外での飲食という点ですが、現在でも3階、4階に空中庭園のようなところがありまして、そこでは飲食を認めている状況でございます。館内では、ペットボトルや水筒、蓋付きの飲み物は、熱中症予防等の関係で水分補給を認めているところです。食べることに限っては空中庭園のような場所で限定をさせていただいております。ただ、市民からの要望としまして、飲食できるスペースを広げてほしいということもございますので、ご意見を踏まえまして、少しのスペースでも設けられるかどうか検討しているところでございます。現在も、場所を特定して食べられるスペースを設けており、今後、もう少し拡大できるか検討しているところでございます。

○宇田川久美子委員 私は、他の図書館でも電子書籍を借りたことがないので、実際の借り方を教えてもらいたいのですが、窓口で電子書籍を借りたいと言ったら、どのように電子書籍が手に入りますか。

○説明員 まず、電子書籍を利用していただく場合は、利用登録をしていただきます。草加市

の図書館の利用カードに9桁の番号がありますが、それをIDとし、IDとパスワードがそろえば、電子図書館にアクセスし、ログインしていただいて、借りたい電子書籍を借りることができます。

例えば、これは三郷市の見本ですが、郷土資料の場合は、「読む」というボタンを押すと読めます。一般の書籍ですと、「借りる」というボタンを押すと、借りられる簡単な仕組みになっています。

15日たちますと、勝手に返却されます。読み終わって返却したい際には、「返す」ボタンを押せば返却でき、次の書籍が借りられるようになっています。

三郷市の場合は図書館システムと電子図書館は別々ですが、草加市の導入したシステムは連携型で、IDとパスワードでログインすればどちらでも使えます。通常のホームページから資料を検索したり、紙の資料を予約することができますし、電子図書館から電子書籍を借りることができる連携したシステムになっております。

○宇田川久美子委員 登録から貸し出し、返却まで、一切図書館の職員の方と関わりなく、自宅でできてしまうということですね。

○説明員 はい。登録カードをお持ちであれば可能です。ただ、その端末はご自宅、ご自身のものを利用していただくことと、OSが対応しているかということ、接続に関する通信費はご自身の負担になりますので、その辺りに注意していただければ、ご自宅から簡単にご利用できるということになります。

○川井かすみ委員 今までの利用カードが使えなくなるということですが、期限まであと1年弱あるかと思えます。更新が必要ということは、広報か何かでお知らせしていただけるのでしょうか。

○説明員 有効期限については、広報や市のホームページ、図書館ホームページ、館内でもお知らせします。また、資料検索、WebOPACでログインしていただくと、ご自身のカードの有効期限が表示されて、有効期限が近づいていますというメッセージも出せるようになります。

それから、図書館職員が扱う業務システムにも、有効期限が表示され、有効期限が近づいていますという案内が出ますので、職員がお知らせすることもできます。利用者の皆様に様々な方法で案内をさせていただきます。

仮に有効期限が過ぎてしまっても、遅れての更新手続は可能で、すぐに利用できなくなってしまうようにすることを考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 提案理由に「電子図書館を開設する」とあり、これは電子書籍の貸し出しを開始するということですね。同じような電子図書館を開設しているところは、近隣ではあるのでしょうか。

○説明員 この近所ですと、三郷市、春日部市、さいたま市、東京都ですと、千代田区、中野区などです。

○村田悦一教育長職務代理者 当然メリットもあるし、デメリットもあると思います。例えば経費の面など、これから運営していく中でデメリットとして想定されることはありますか。

○説明員 デメリットとしましては、1冊、1タイトルの単価が、使用料になりますが、紙の書籍より少し高くなっていることです。どれだけ予算が確保できるかが課題になります。また、紙の書籍と同じ本、タイトル数が出版されていないので、利用者の皆様が借りたい本が準備できるかどうかということが問題にあります。先に導入した自治体はタイトル数の問題で、なかなか利用者が増えないというところが悩みになっていると聞いておりますが、現在はかなり普及し、タイトル数は増えており、どれだけ利用者が読みたい書籍を導入することができるかということが課題になると思います。

○村田悦一教育長職務代理者 もう1点、新旧対照表の第5条に、「図書館の図書その他の資料（以下「図書館資料」という）」とあり、これを改正して、「図書館資料（図書館法第3条第1号に規定する図書館資料をいう）」ということになっていますが、図書館法ではこの図書館資料はどのように規定されていますか。

○高木宏幸教育長 後で確認して、情報を提供してください。

○説明員 確認させていただきます。。

○小澤尚久委員 電子書籍は、複数で閲覧も可能ですか。借りたその人だけしか読むことができないのでしょうか。

○説明員 電子書籍の貸出しは、1人に1タイトルですので、1タイトルを3人で共有するというような閲覧はできません。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第45号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第45号議案については、可決いたします。

◎第39号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について）に係る専決処理の報告について

◎第40号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第39号報告、第40号報告につきましては関連しておりますので、一括して審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第39号報告と第40号報告については、一括審議とします。

それでは、副部長より説明させます。

○説明員 それでは、第39号報告、第40号報告につきましてご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、本来であれば、教育委員会の議決を経るべきところですが、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和元年12月9日付けで専決処理をさせていただいたことから、これをご報告するものでございます。

内容といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員に係る根拠を定める必要があるとして、これらを議案として市議会に提出するに当たり、市長から意見聴取を求められ、異議がないことを回答したものでございます。

具体的には、会計年度任用職員の給与や費用弁償に関する事項を定めた新たな条例の制定、また、勤務条件等に関する規定を整備するための関係条例の条文の所要の整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 提案理由に、「会計年度任用職員制度が創設される」とありますが、なぜ地方公務員法及び地方自治法の一部を改正した法律ができたのか、そのもとになる

ところは何なのかということが分かれば教えてください。

○説明員 地方自治体の臨時非常勤職員が年々増加しておりまして、地方行政の重要な担い手となっておりますが、現行法では臨時非常勤の制度が非常に不明確であり、各地方公共団体によって、任用の仕方や、勤務条件などが様々であったことから、全国的に統一的な取り扱いを定めるために根拠法である地方公務員法、地方自治法が改正され、会計年度任用職員制度が新たに創設されたところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 関連して、会計年度任用職員を見ますと、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員となっておりますが、例えば、4月から草加市教育委員会では、どれくらいの人数がこれに該当してくるのか、あるいは今、どれくらいの人数がこれに該当するのか教えてください。

○説明員 今年度の12月1日現在で、教育総務部内では、臨時職員が357人、非常勤嘱託員が37人おりまして、こちらの方々が制度改正によりまして、会計年度任用職員に移行する予定となっております。

現在、4月からこういった形で働くことになるのかを、個別に調整しておりますので、パートタイムになるか、フルタイムになるかは今後決定していくこととなっております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第39号報告及び第40号報告については、承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第39号報告及び第40号報告につきましては、承認いたします。

◎第41号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に、第41号報告について、学務課長より説明させます。

○説明員 令和元年11月の県費負担教職員の人事について、ご報告させていただきます。

育児休業につきましては、小学校教諭1件、取得は女性でございます。

発令につきましては、欠員補充が小学校栄養職員1件、中学校教諭2件でございます。

代替につきましては、小学校育休代員が1件、中学校産休代員が1件でございます。

欠員補充の小学校栄養職員1件、中学校教諭2件は、いずれも5月に発令を受けたものの更新になります。小学校栄養職員につきましては、3月末に急遽加配がございました。その後、事

務手続をしていく中で5月からの県費発令となりました。

中学校の2件につきましては、当初臨時的任用教員が見つからなかったため、5月からの発令となりました。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第41号報告につきましては、承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第41号報告については、承認いたします。

◎第46号議案 草加市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

○高木宏幸教育長 続きまして、本日、追加提出いたしました案件に入らせていただきます。

まず、第46号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 草加市就学援助実施要綱の一部改正について、ご説明を申し上げます。

国の要保護児童生徒援助費補助金のうち、新入学児童生徒学用品費等が増額改定されたことに伴い、要綱の援助費のうち、新入学児童生徒学用品費及び入学準備金の支給額を、小学校で4万6000円を5万6000円、中学校で4万7,400円を5万7,400円にそれぞれ1万円ずつ増額し、改定するものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 就学援助を受けている児童や生徒ですが、今のところ大体どれぐらいの人数がいるのでしょうか。また、今後増えていく傾向にあるのでしょうか。状況を教えてください。

○説明員 全体的には年々減少しているところでございます。

正確な人数につきましては、後ほどご報告させていただきます。

○高木宏幸教育長 現在の人数について、後ほど正確な数字を報告してください。

他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第46号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第46号議案については、可決といたします。

◎第42号報告 令和2年1月1日付け職員の人事異動に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第42号報告につきまして、副部長より説明させます。

○説明員 令和2年1月1日付け職員の人事異動に係る専決処理の報告についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、令和2年1月1日付けの職員の人事異動について、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところがございますが、緊急に処理をする必要があり、教育委員会を招集するいとまがないことを認め、令和元年12月23日付けで専決処理をさせていただきましたことから、ご報告をするものでございます。

令和2年1月1日付けの人事異動につきましては、教育支援室から市長事務部局へ出向するものでございます。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 具体的には、市長事務部局へ出向だけで、その先は分かっているのですか。

○説明員 12月25日の内示で、市長部局の総務部庶務課に配属ということで内示が出ております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第42号報告につきましては、承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第42号報告については、承認といたします。

◎第43号報告 令和元年草加市議会12月定例会に係る報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第43号報告につきまして、副部長より説明させます。

○説明員 令和元年12月5日に開催されました市議会12月定例会における上程議案、報告などの件数等を報告するものでございます。

令和元年市議会12月定例会につきましては、会期は、12月5日から12月19日までの15日間開かれ、提出されました議案は30件、このうち教育委員会に係る議案は6件でございました。議案につきましては、可決が30件で、教育委員会に係る議案は全て可決されております。

議案質疑についてでございますが、3人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会関連が1件ございました。その項目でございますが、市民共同の佐藤憲和議員より、学校就学援助事業（小学校）（中学校）及びトイレ環境改善整備事業（中学校）に係る補正予算の内容についての1件となっております。

次に、一般質問でございますが、15人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会関連は5人の議員から質問がございました。その項目についてご説明を申し上げます。

まず、1人目といたしまして、公明党の広田議員からは、「避難所に関する事柄について」の質問が行われております。

2人目の同じく公明党の石川議員からは、「多方面で活躍する子どもたちへの対応について」の質問が行われております。

3人目の立憲・無所属の矢部議員からは、「学校給食について」の質問が行われております。

4人目のそうか市民の田中議員からは、「自殺予防に関する事柄について」と、「草加市のインフラ整備に関する事柄について」の質問が行われております。

5人目の公明党の金井議員からは、「障がい児・者の支援にかかわる事柄について」の質問が行われております。

説明は以上でございます。

◎その他

○高木宏幸教育長 それでは、中央図書館長から先ほどの件について報告してください。

○説明員 図書館資料について、図書館法で定められている図書館資料とは何かということでご質問をいただきました。

図書館法の第3条第1項第1号によりますと、「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコー

ド及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料」、この必要な資料の中には、電磁的記録を含むということになっております。電磁的記録というのは、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう」とされています。

先ほどの新旧対照表で、第15条第1項になりますが、「電磁的記録であってインターネットを通じた利用が可能とされたもの（図書館資料と同等の内容を有するものに限る）」ということで、電子書籍は図書館資料と同等の内容を有するものに限ると限定しており、例えばゲームソフトなどは除かれるということになり、図書館資料と同等の内容であるということで限定しております。

もう一点、電子書籍の貸出サービス導入自治体について先ほどご質問いただきましたが、2018年の調べで、全国では81図書館で5.9%、近隣市ですと、さいたま市、三郷市、春日部市、宮代町が導入しております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 続いて学務課長から報告をお願いします。

○説明員 要保護の児童生徒数ですが、平成30年度小学校の準要保護児童は1,469人、11.83%でございます。今年度は、12月1日現在ですが、1,469人、11.99%となっております。

中学校は、平成30年度につきましては907人、14.76%、今年度は876人、14.48%ということで、中学校は31人減っております。小学校は、全体の割合は高くなっているということになります。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 それでは、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長 特にございません。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○教育総務部長 次回の教育委員会の日程でございますが、令和2年第1回定例会を1月23日木曜日、時間は午前9時から、本日と同じ場所の教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

また本日、第2回草加市総合教育会議が開催されます。時間は午後1時からとなっております。場所は、本庁舎西棟5階の第1・第2会議室でございます。ご出席のほど、よろしくお願

いたします。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、これもちまして本日の委員会を終了いたします。

午前9時45分 閉会